



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年5月12日火曜日 第710号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 275
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）… 275
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ）… 275
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 279
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 280
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 280
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）… 280
- 指定医師の所在地の変更……………（ ）… 281
- 指定医師の辞退の届出……………（ ）… 281

公安委員会規則

- 愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通指導課）… 282

告 示

○愛媛県告示第419号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	医療法人北辰会	令和11年4月24日まで

○愛媛県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三瓶町周木1 445 K -0065	西予市三瓶町周木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
野村町野村10 463 K -0014	西予市野村町野村 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宇和町野田10 462 D -0032	西予市宇和町野田 (次の図のとおり)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中ノ浦C 445 K -I- 6001(1)	西予市三瓶町有網代 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中ノ浦C 445 K -I- 6001(1)	西予市三瓶町有網代 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瓶町蔵貫浦 101 445 K -0070	西予市三瓶町蔵貫浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三瓶町蔵貫浦 101 445 K -0070	西予市三瓶町蔵貫浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瓶町鳴山10 1 445 K -0073	西予市三瓶町鳴山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三瓶町鳴山10 1 445 K -0073	西予市三瓶町鳴山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瓶町和泉10 1 445 K -0074	西予市三瓶町和泉 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三瓶町和泉10 1 445 K -0074	西予市三瓶町和泉 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三瓶町和泉10 2 445 K -0075	西予市三瓶町和泉 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三瓶町和泉10 2 445 K -0075	西予市三瓶町和泉 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

野村町 鳥鹿野 102 463 K -0053	西予市 野村町 鳥鹿野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 鳥鹿野 102 463 K -0053	西予市 野村町 鳥鹿野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野村町 鳥鹿野 103 463 K -0054	西予市 野村町 鳥鹿野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 鳥鹿野 103 463 K -0054	西予市 野村町 鳥鹿野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野村町 長谷10 1 463 K -0055	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 長谷10 1 463 K -0055	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野村町 野村11 1 463 K -0091	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 野村11 1 463 K -0091	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野村町 惣川10 2 463 K -0094	西予市 野村町 惣川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 惣川10 2 463 K -0094	西予市 野村町 惣川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
野村町 阿下10 2 463 K -0095	西予市 野村町 阿下 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野村町 阿下10 2 463 K -0095	西予市 野村町 阿下 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 遊子谷 101 464 K -0004	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 遊子谷 101 464 K -0004	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 遊子谷 102 464 K -0005	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 遊子谷 102 464 K -0005	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 遊子谷 105 464 K -0008	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 遊子谷 105 464 K -0008	西予市 城川町 遊子谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 下相10 1 464 K -0015	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 下相10 1 464 K -0015	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 下相10 2 464 K -0016	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 下相10 2 464 K -0016	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 古市10 1 464 K -0022	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 古市10 1 464 K -0022	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 川津南 101 464 K -0024	西予市 城川町 川津南 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 川津南 101 464 K -0024	西予市 城川町 川津南 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 古市10 2 464 K -0026	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 古市10 2 464 K -0026	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

城川町 下相10 3 464 K -0028	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 下相10 3 464 K -0028	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 古市10 4 464 K -0092	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 古市10 4 464 K -0092	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
城川町 古市10 5 464 K -0093	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	城川町 古市10 5 464 K -0093	西予市 城川町 古市 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
三瓶町 垣生10 1号谷 445 D -0024	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	三瓶町 垣生10 1号谷 445 D -0024	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
三瓶町 二及10 1号谷 445 D -0084	西予市 三瓶町 二及 (次の 図のと おり)	土石流	三瓶町 二及10 1号谷 445 D -0084	西予市 三瓶町 二及 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
明浜町 宮野浦 101号 谷 461 D -0025	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	明浜町 宮野浦 101号 谷 461 D -0025	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
明浜町 狩浜10 1号谷 461 D -0026	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	明浜町 狩浜10 1号谷 461 D -0026	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
明浜町 俵津10 1号谷 461 D -0027	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	明浜町 俵津10 1号谷 461 D -0027	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宇和町 田苗真 土101 号谷 462 D -0023	西予市 宇和町 田苗真 土 (次の 図のと おり)	土石流	宇和町 田苗真 土101 号谷 462 D -0023	西予市 宇和町 田苗真 土 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宇和町 明間10 2号谷 462 D -0029	西予市 宇和町 明間 (次の 図のと おり)	土石流	宇和町 明間10 2号谷 462 D -0029	西予市 宇和町 明間 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宇和町 皆田10 1号谷 462 D -0030	西予市 宇和町 皆田 (次の 図のと おり)	土石流	宇和町 皆田10 1号谷 462 D -0030	西予市 宇和町 皆田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宇和町 明石10 1号谷 462 D -0031	西予市 宇和町 明石 (次の 図のと おり)	土石流	宇和町 明石10 1号谷 462 D -0031	西予市 宇和町 明石 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 小松10 1号谷 463 D -0001	西予市 野村町 小松 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 小松10 1号谷 463 D -0001	西予市 野村町 小松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 舟戸10 1号谷 463 D -0002	西予市 野村町 舟戸 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 舟戸10 1号谷 463 D -0002	西予市 野村町 舟戸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

野村町 舟戸10 2号谷 463 D -0003	西予市 野村町 舟戸 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 舟戸10 2号谷 463 D -0003	西予市 野村町 舟戸 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 西101 号谷- 1 463 D -0013 -1	西予市 野村町 西 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 西101 号谷- 1 463 D -0013 -1	西予市 野村町 西 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 西101 号谷- 2 463 D -0013 -2	西予市 野村町 西 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 西101 号谷- 2 463 D -0013 -2	西予市 野村町 西 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 鎌田10 1号谷 463 D -0014	西予市 野村町 鎌田 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 鎌田10 1号谷 463 D -0014	西予市 野村町 鎌田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 大西10 1号谷 463 D -0015	西予市 野村町 大西 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 大西10 1号谷 463 D -0015	西予市 野村町 大西 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 高瀬10 1号谷 463 D -0016	西予市 野村町 高瀬 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 高瀬10 1号谷 463 D -0016	西予市 野村町 高瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 高瀬10 2号谷 463 D -0017	西予市 野村町 高瀬 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 高瀬10 2号谷 463 D -0017	西予市 野村町 高瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 野村10 2号谷 -1 463 D -0018 -1	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 野村10 2号谷 -1 463 D -0018 -1	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 野村10 2号谷 -2 463 D -0018 -2	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 野村10 2号谷 -2 463 D -0018 -2	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 野村10 2号谷 -3 463 D -0018 -3	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 野村10 2号谷 -3 463 D -0018 -3	西予市 野村町 野村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 富野川 101号 谷 463 D -0022	西予市 野村町 富野川 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 富野川 101号 谷 463 D -0022	西予市 野村町 富野川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 四郎谷 101号 谷-1 463 D -0028 -1	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 四郎谷 101号 谷-1 463 D -0028 -1	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 四郎谷 101号 谷-2 463 D -0028 -2	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 四郎谷 101号 谷-2 463 D -0028 -2	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

野村町 四郎谷 101号 谷-3 463 D -0028 -3	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 四郎谷 101号 谷-3 463 D -0028 -3	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 四郎谷 101号 谷-4 463 D -0028 -4	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 四郎谷 101号 谷-4 463 D -0028 -4	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 四郎谷 101号 谷-5 463 D -0028 -5	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 四郎谷 101号 谷-5 463 D -0028 -5	西予市 野村町 四郎谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 長谷10 1号谷 -1 463 D -0033 -1	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 長谷10 1号谷 -1 463 D -0033 -1	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野村町 長谷10 1号谷 -2 463 D -0033 -2	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	土石流	野村町 長谷10 1号谷 -2 463 D -0033 -2	西予市 野村町 長谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 土居10 1号谷 464 D -0005	西予市 城川町 土居 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 土居10 1号谷 464 D -0005	西予市 城川町 土居 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 高野子 101号 谷 464 D -0006	西予市 城川町 高野子 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 高野子 101号 谷 464 D -0006	西予市 城川町 高野子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 高野子 102号 谷 464 D -0007	西予市 城川町 高野子 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 高野子 102号 谷 464 D -0007	西予市 城川町 高野子 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 津南 101号 谷 464 D -0008	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 津南 101号 谷 464 D -0008	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 津南 102号 谷 464 D -0009	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 津南 102号 谷 464 D -0009	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 津南 103号 谷 464 D -0010	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 津南 103号 谷 464 D -0010	西予市 城川町 津南 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
城川町 下相10 2号谷 464 D -0021	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	土石流	城川町 下相10 2号谷 464 D -0021	西予市 城川町 下相 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第422号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定によ

り、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和8年5月12日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	栗 田 光 久	松山市福音寺町243

〃	石 川 進	松山市南久米町234
---	-------	------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	赤 松 豊 文	松山市南久米町222
	栗 田 正 芳	松山市福音寺町109

○愛媛県告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年5月12日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821400342	N P O 法 人 S H O W - Y A	愛媛県西予市宇和町小原679	兵 頭 美 樹	共同生活援助	れんげ家	愛媛県西予市宇和町れんげ101番地87	令和8年4月20日
3810400352	特定非営利活動法人withus	愛媛県八幡浜市93番地7	永 井 孝 志	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所あすなろfirm	愛媛県八幡浜市93番地7	令和8年5月1日
3824000339	公益財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	共同生活援助	グループホームあこう	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和8年5月1日
3814000349	公益財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	短期入所	短期入所あこう	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和8年5月1日
3820300519	公益財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	共同生活援助	そーしゃるさぼーと	愛媛県宇和島市柿原1352番地1	令和8年5月1日

○愛媛県告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年5月12日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3824000321	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	共同生活援助	グループホームあこう	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和8年4月30日
3814000315	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	短期入所	グループホームあこう	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和8年4月30日
3824000016	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	共同生活援助	グループホーム ひかり荘	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山7番地	令和8年4月30日
3820300014	公益財団法人 正光会	愛媛県宇和島市柿原1280番地	渡 部 三 郎	共同生活援助	公益財団法人正光会そーしゃるさぼーと	愛媛県宇和島市柿原1352番地1	令和8年4月30日

○愛媛県告示第425号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内 科	こんどうファミリークリニック	近 藤 啓 介	四国中央市土居町津根1906番地1	令和8年5月1日

○愛媛県告示第426号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
公 文 剣 斗	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和8年4月1日
岡 祐 一 郎	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	医療法人順天会放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	令和8年4月1日
宇都宮 秀 和	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和8年4月1日
大八木 保 政	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和8年4月1日
末 松 駿 之 介	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和8年4月1日
花 岡 由 理 子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和8年4月1日
木 原 奈 那 子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	令和8年4月1日
菊 池 広 太 郎	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788番地1	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和8年4月1日
近 藤 秀	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分町788番地1	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和8年4月1日

○愛媛県告示第427号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和8年5月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科、リハビリテーション科	伊 予 病 院	城 内 謙 治	伊予市八倉906番地5	令和8年4月2日
肢体不自由、呼吸器機能障害	呼吸器内科、内科	渡 部 病 院	渡 部 淳 子	西条市周布331番地1	令和8年4月3日
肢 体 不 自 由	精 神 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 野 修 一	東温市志津川	令和8年4月10日
肢 体 不 自 由	精 神 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 邊 憲 太 郎	東温市志津川	令和8年4月10日
肢 体 不 自 由	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	城 賀 本 敏 宏	東温市志津川	令和8年4月10日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	新 井 欧 介	東温市志津川	令和8年4月10日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	菊 川 忠 彦	東温市志津川	令和8年4月10日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	河 野 康 平	東温市志津川	令和8年4月10日
肢 体 不 自 由	臨 床 薬 理 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 西 祐 輝	東温市志津川	令和8年4月10日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	黒 川 慶 昇	東温市志津川	令和8年4月10日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 山 理 彩	東温市志津川	令和8年4月10日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐 藤 恵 里 子	東温市志津川	令和8年4月10日

肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	山 田 耕 司	新居浜市南小松原町13番27号	令和8年4月16日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能障害	循環器内科	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	大 宮 俊 秀	新居浜市南小松原町13番27号	令和8年4月16日
心 臓 機 能 障 害	血 管 外 科	公立学校共済組合四国中央病院	北 川 哲 也	四国中央市川之江町2233番地	令和8年4月20日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月12日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(放置違反金の納付命令)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付命令の公示送達は、<u>放置違反金納付命令公示送達書（様式第2号）を公安委員会の掲示板上に掲示するとともに、ホームページに掲載する措置（以下「掲載等措置」という。）により行うものとする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>(納付命令の取消し)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、<u>放置違反金納付命令取消兼還付公示送達書（様式第5号）を掲載等措置により</u> 行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、<u>放置違反金納付命令取消公示送達書（様式第6号）を掲載等措置により</u> 行うものとする。</p> <p>(弁明書の提出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第7項前段の規定による弁明通知書の公示送達は、<u>弁明通知公示送達書（様式第8号）を掲載等措置により</u> 行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>(督促)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、<u>督促状公示送達書（様式第11号）を掲載等措置により</u> 行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3</p>	<p>(放置違反金の納付命令)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付命令の公示送達は、<u>放置違反金納付命令公示送達書（様式第2号）を公安委員会の掲示板上に掲示して</u> 行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>(納付命令の取消し)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、<u>放置違反金納付命令取消兼還付公示送達書（様式第5号）を公安委員会の掲示板上に掲示して</u> 行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、<u>放置違反金納付命令取消公示送達書（様式第6号）を公安委員会の掲示板上に掲示して</u> 行うものとする。</p> <p>(弁明書の提出)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第7項前段の規定による弁明通知書の公示送達は、<u>弁明通知公示送達書（様式第8号）を公安委員会の掲示板上に掲示して</u> 行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>(督促)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、<u>督促状公示送達書（様式第11号）を公安委員会の掲示板上に掲示して</u> 行うものとする。</p> <p>4 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3</p>

項の規定により、措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第5号（第3条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第6号（第3条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第7号（第4条関係）

(表) 省略

(裏)

- 1 省略
 - 2 省略
 - (1) 省略
 - (2) 仮納付の場所は、払込書記載のとおりです。
 - (3) 省略
 - (4) 公示による納付命令の場所
 掲示板及びホームページ
 - (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の場所に表示することにより行います。
- 省略

様式第8号（第4条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

様式第10号（第6条関係）

(表)

省略

指定納付期限	
納付場所	納入通知書記載のとおり。

省略

注 省略

(裏) 省略

様式第11号（第6条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第12号（第8条関係）

(表)

項の規定により、掲示を始めた日 から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第5号（第3条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日 から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第6号（第3条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日 から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第7号（第4条関係）

(表) 省略

(裏)

- 1 省略
 - 2 省略
 - (1) 省略
 - (2) 仮納付の場所は、払込書記載の金融機関です。
 - (3) 省略
 - (4) 公示による納付命令の場所
 愛媛県公安委員会の掲示板（愛媛県松山市南堀端町2番地2）
 - (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。
- 省略

様式第8号（第4条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

様式第10号（第6条関係）

(表)

省略

指定納付期限	
納付場所	納入通知書記載の金融機関

省略

注 省略

(裏) 省略

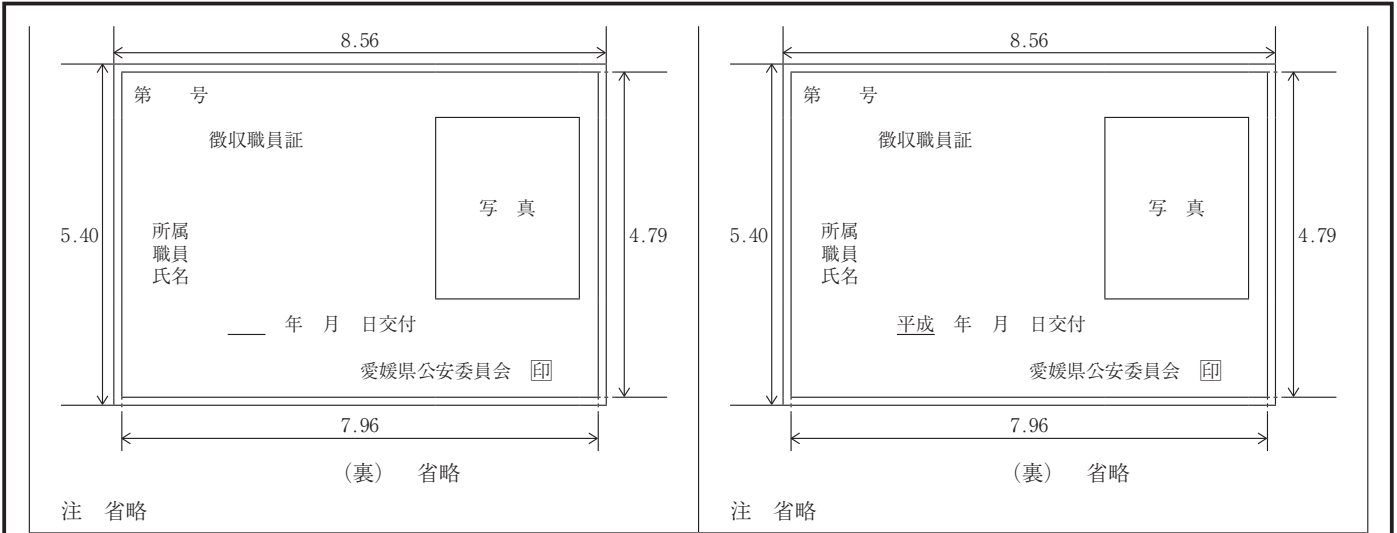
様式第11号（第6条関係）

省略

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日 から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

様式第12号（第8条関係）

(表)



附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。